

2013年度  
東松山市の施策と予算編成に関する

要 望 書

東松山市長  
森田光一様

2012年12月25日  
日本共産党東松山市委員会  
日本共産党東松山市議団

## はじめに

日頃の市政運営に敬意を表します。

昨年3月11日の東日本大震災と福島第一原発事故から1年半以上が経過しました。ところが被災者の生活再建も復興支援も緒についたばかりです。福島県では今も県外への避難者は16万人、放射能被害は東日本を中心に広がっています。今や即時原発ゼロ・脱原発は多くの国民の声です。原子力発電からただちに撤退し、自然エネルギーの活用、省エネルギー政策を強力に推進することは喫緊の課題です。

一方、民主・自民・公明党は消費税増税を強行しました。これが実施されれば国民の暮らしはもとより、日本の経済に大打撃を与え、財政危機を一層深刻化させます。さらに「税と社会保障の一体改革」による社会保障の改悪は国民生活を一層苦境に追い込むものです。

日本共産党はこのような「税と社会保障の一体改革」に反対し、社会保障の充実を図るため、以下の改革を提言し、全力を尽くすものです。

- (1) 消費税増税は中止し、所得1億円以上の富裕層、資本金10億円以上の大企業に応分の負担を求め、国民の所得を増やす経済改革を進めること
- (2) 復興予算の流用を止め、生活再建と生業再建へ公的支援を行なうこと
- (3) 国民多数の脱原発・原発即時ゼロの声に応え、再生可能な自然エネルギーの活用および省エネルギー政策を推進すること
- (4) アメリカ言いなりのオスプレイ配備、TPP参加に反対し、その大本にある安保条約をなくし、対等・平等・友好の日米関係を目指すこと

このような社会経済状況のもとで、今、市政に求められているのは、①教育・医療・福祉への国庫補助や負担金の廃止・縮小に反対すること、②地方交付税の削減に反対し、地方財源の拡充を国に強く求めること、③公共サービスの民営化や市職員の削減・労働強化を進めるのではなく、雇用、福祉、介護、医療の充実、教育環境の整備を推進すること、④市民と子どもの健康といのちを守るために放射能対策に万全を尽くすことなどです。

以上、日本共産党の基本的な考え方をご理解いただき、来年度の予算編成にあたり、以下に掲げる切実な市民要望・提案を市政に反映させていただきますよう、ここに要望書を提出いたします。

以 上

## (1) 平和憲法を守り、民主的な市政を推進すること

- ① 憲法 9 条を守り、「花と歩けの国際平和都市宣言」に「非核」の理念を明記し、広く市民に平和の尊さをアピールする施策を積極的に行うこと。
- ② 児童・生徒・市民の平和教育を推進するために、広島平和記念式典への中学生及び市民の派遣事業を復活すること。
- ③ 国民主権の原則に立ち、内心の自由を尊重し、行事の中で「日の丸」「君が代」を市民に強制しないこと。
- ④ 「東松山市立集会所条例」を廃止し、人権教育及び人権啓発に名を借りた「事業」は止めること。
- ⑤ 差別、偏見の温存につながる「同和運動団体」への補助金は廃止すること。
- ⑥ 効率化優先の消防行政の「広域化」は、住民サービスの低下につながるので行わないこと。
- ⑦ 「国民保護法」は知らないうちに市民を戦争に巻き込む内容を含んでいる。憲法遵守の立場で国に是正を求めること。
- ⑧ 「国際平和都市宣言」をした街の市長として、「領土問題の平和的解決」を政府に強く求めること。(1)歴史的事実と国際法に基づいて、冷静で理性的な外交交渉に努めること。(2)両国間の緊張を激化させるような物理的対応の強化や、軍事的対応論を厳しく自制すること。
- ⑨ 市長が教育内容に介入し、特定の教育観を押し付け、教師間の信頼関係を損なう場となっている「東松山師範塾」は止めること。

## (2) 地方自治の本旨に基づく市政の推進、住民負担によらない行財政運営を図ること

- ① 福祉や教育に成果主義や市場メカニズムの競争原理を持ち込む「新公共経営(NP M)」は行政サービスになじまない。導入しないこと。
- ② 予算削減だけを目的とする事務事業評価制度は行なわないこと。
- ③ 「効率化」の名による保育園、学校給食、図書館などの民営化や民間委託は、低賃金の非正規雇用を広げ、行政サービスの低下を招く。民営化や民間委託は行なわないこと。
- ④ 所得の低い高齢者や障害者の生活を守るため、個人市民税、国保税、介護保険料などの法定減免だけでは不十分。「市独自の軽減策」を講ずること。
- ⑤ 法人住民税は、税の公平性の観点から、資本金 1 億円以上の大企業には収益に応じて制限税率を適用し、原則として不均一課税を導入すること。
- ⑥ 当市は県下で最も進んだ人員削減の結果、職員への過重負担が生じ、住民サービスの低下につながりかねない。正規職員の増員を図ること。
- ⑦ 賃金格差の是正と雇用の安定を図るなど、パート職員の労働条件を改善すること。

- ⑧ 政策づくりの過程や裁判資料、各種調査委員会資料などを含め、市民の開示請求を待つまでもなく、必要な行政情報は積極的に広く公開すること。
- ⑨ 市庁舎、図書館、市民活動センターなどの公共施設にインターネットコーナーを設置し、すべての市民が利用できるようにすること。
- ⑩ 官製ワーキングプアを生み出す要因にもなる指定管理者制度については、安易に導入しないこと。すでに導入されている施設については、実態を市民に公表し、直営に戻すことも含めて点検・見直しを図ること。
- ⑪ 労働者の賃金・労働条件は労使間で決定されるものであるが、依然として低賃金、劣悪な労働条件が横行している。現在の労働関係法では質の高い公的業務や事業が要求される公共調達が確保されていない。労働者の雇用確保、労働条件・賃金の適正化を図るために公契約条例を制定すること。
- ⑫ 「総合評価入札制度」の本格導入や分割発注などの制度改革を進め、市内業者が参加しやすい仕組みをつくり、地域経済の活性化を図ること。
- ⑬ 医療崩壊、福祉の後退、生活保護行政の「改悪」の主要な原因である地方交付税の削減に反対し、国庫補助・交付税の増額を国に強く求めること。

### (3) 住民福祉の充実、子育ても老後も安心な市政を

#### 1、高齢者が安心して暮らせる医療、介護の充実を

- ① 高齢者を年齢で差別する「後期高齢者医療制度」は早期に廃止するよう国に求めること。
- ② 75歳以上の高齢者の医療費を無料にするよう国に求めること。当面、市が独自の軽減策を図ること。
- ③ 後期高齢者の保険料の負担軽減を図るよう「広域連合」に強く求めること。
- ④ 後期高齢者医療の滞納者に対し、保険証の留め置きや資格証明書の発行をしないよう「広域連合」に強く求めること。
- ⑤ 介護保険財政に対する国庫負担の増額を国に強く求めること。
- ⑥ 基金を取り崩し、介護保険料を引き下げること。市独自の利用料の減免制度を拡充すること。
- ⑦ 特養ホームなど介護基盤の整備に公的責任を果たすこと。
- ⑧ 市が委託する介護サービス事業者に対し、高齢者や家族の立場に立って、必要などきに必要なサービスが受けられるよう指導・監督責任を果たすこと。
- ⑨ 市直営の地域包括支援センターは庁舎の分かりやすく、相談しやすい場所に設置すること。
- ⑩ 4ヶ所の地域包括支援センターに対し、設置目的と地域の実情に合った運営ができるよう、財政支援や人材養成などの支援策を講じること。

- ⑪ 高齢者の「自立支援・介護予防事業」への予算を増額すること。増え続ける在宅高齢者に対しヘルパーを増員するなど、きめ細やかな在宅支援の拡充を図ること。
- ⑫ 療養病床の廃止を中止するよう国に求めること。

## 2、安心して子育てできる市政を

- ① 「子どもの最善の利益」を尊重する市政を推進するに、国連「子どもの権利条約」の理念に基づく「市子どもの権利条例」を早期に制定すること。
- ② 直接契約制度の導入や最低基準の廃止など、保育の市場化と公的保育の放棄につながる「子ども・子育て新システム」を実施しないよう国に求めること。
- ③ 「新システム」の導入を前提とせず、待機児童解消のため認可保育園を増設すること。
- ④ 市立保育園の民営化を行わず、保育の公的責任を果たすこと。
- ⑤ 認可保育園増設のために、保育園の運営費、建設費への国庫補助制度を復活するよう国に求めること。
- ⑥ 市立保育園の正規職員を半数以上にすること。
- ⑦ 同一労働同一賃金の原則に立って、市立保育園パート職員の労働条件を、市の裁量で正規職員並にすること。
- ⑧ 民間の認可保育園職員の公私格差をなくすため、運営費補助の増額を図ること。
- ⑨ 公私問わず、すべての保育園に保健師・看護師の「巡回派遣」を実施し、乳幼児の健康相談に対応すること。
- ⑩ 保育料の市独自の軽減策をさらに拡充し、保護者負担の軽減を図ること。
- ⑪ 公立学童保育所の指定管理については、市は設置者として、子供の安全、教育的視点を含め、事業者に対する指導・監督責任を果たすこと。
- ⑫ 民間の学童保育所の老朽化した施設の建て替えや改修に対し、市独自の補助をさらに拡充すること。
- ⑬ 子どもの社会教育のためのセンターなど、中学・高校生の居場所を保障する施策を具体化すること。
- ⑭ 小児定期検診と相談体制をより一層充実させ、保健師の増員を図ること。

## 3、障害者の生活と権利を守り、社会参加の促進を

- ① 「障害者総合支援法」が、当事者の意見、自立、尊厳を最大限に尊重したものとなるよう国に強く要請すること。
- ② 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者の就労や働く場を確保するために、各種事業所をさらに支援すること。
- ③ 障害者施設等で作っている物品の調達、および簡単な手仕事などの受注をさらに増やし支援すること。
- ④ 地域活動支援センターの整備拡充を図り、中・高齢の在宅障害者の日常生活への支援策を充実させること。

- ⑤ 在宅障害者の福祉サービスの充実を図るため、ホームヘルパーや生活サポートなど専門職の養成・増員を支援すること。
- ⑥ サービス利用計画の策定は、障害者や家族の立場にたったプランとなるよう関係者に対して市が指導責任を果たすこと。
- ⑦ 増え続ける在宅高齢障害者の安否確認ができるよう個別のニーズを把握し、きめ細かな支援策(配食やごみの収集など)を講ずること。
- ⑧ 障害者の生活圏の拡大と自立を保障するため、自家用車に対するガソリン代の補助制度を創設すること。

#### 4、市民が安心して暮らせる保健・医療・福祉の充実を

- ① 市民病院の充実・改善をはかるために、
  - 1 地域医療を守る公立病院として存続させること。
  - 2 医師確保に特段の手立てを図り、一日も早く 365 日の救急医療を再開すること。
  - 3 メディカル・エンジニアリングに対応する職員を配置するなどして、医師・看護師・技師などの労働条件の向上に努めること。
  - 4 運営会議や診療部科長会議は全職員の意見や要望を受け止め、病院の運営に生かされるよう努めること。
  - 5 駐車場の有料化はしないこと。
  - 6 診療の可視化を進め、患者や家族に信頼される医療をめざすこと。
- ② 各種ガン検診・脳ドックなど生活習慣病予防検診の受診率を高めるために、個人負担の軽減を図り、市独自の助成を拡充すること。
- ③ 高齢者・障害者に対応するケア付グループホームの建設を促進すること。
- ④ 配食サービスは、高齢者の健康維持と見守りという原点に立ち、サービスの改善を図ること。
- ⑤ 子ども、一人親家庭、重度心身障害者等の医療費の無料化を国の制度とするよう求めること。
- ⑥ 市民の健康増進のために温水プールを建設すること。
- ⑦ アスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかけること
- ⑧ 国民健康保険制度は相互扶助制度ではなく、憲法第 25 条に基づく社会保障制度である。一般会計からの繰入金をさらに増やし、国保税を引き下げること。
- ⑨ 「国民健康保険制度は、被保険者の相互扶助で成り立つ」という考えを見直し、国保会計への国の負担を増やすよう、国に強く求めること。
- ⑩ 国保税滞納者の実情をよく調査し、相談体制を拡充し、診療抑制につながる留め置きなどせず、無条件に保険証を交付すること。
- ⑪ 国保の広域化方針を撤回するよう県に強く求めること。

#### 5、放射能汚染から市民と子どものいのちを守ること

- ① 小・中学校をはじめとする公共施設および民間の保育園・幼稚園等の公共的施設の測定・除染を継続して行なうこと。
- ② 毎月、広報で広く市民に周知し、市内事業所や個人住宅の放射線測定を引き続き実施すること。
- ③ 学校給食の全食材のより正確な測定が行なわれるよう、検査体制を充実させること。
- ④ 土壌・堆肥を検査対象に含めること。
- ⑤ 職員体制を強化し検査日を増やすこと。
- ⑥ 学校、公園などや公共的施設のグラウンドの土壌汚染調査を表層 1 cm で実施すること。
- ⑦ 放射性物質に汚染されていない安全な飲料水を供給するよう検査を継続し、万全の対策をとること。

#### (4) 子どもが大切にされ、楽しく学べる学校・学習環境づくりを

- ① 戦前の侵略戦争を美化し、戦後の平和教育をゆがめる教科書は採用しないこと。
- ② 「東松山師範塾」は行政が教育内容に介入するものとなっている。特定の教職員に行なわれる「東松山師範塾」は教師間の信頼関係を損なう恐れがあり、中止すること。
- ③ 平和教育を推進するために県立平和資料館を積極的に活用すること。
- ④ 平和教育の一環として、中学生の広島平和記念式典への派遣を復活させること。
- ⑤ 市採用の正規教職員を増やし、全校・全学年に30人学級を実現すること。
- ⑥ 教職員の長時間過密労働を早急に解消すること。
- ⑦ 「労働安全衛生法」に準拠した教職員の労働条件の改善を進めること。
- ⑧ 差別と過度の競争を強いる全国学力テストに参加しないこと。
- ⑨ 就学援助や奨学金制度の拡充など教育予算を増やし、保護者負担の軽減を図ること。
- ⑩ 学校教育の現場で、生徒への体罰を含む一切の暴力・いじめをなくすこと。
- ⑪ 暴力行為・いじめ・不登校等に対する生徒指導は、子どもの人格を尊重する立場に立って慎重に実施すること。
- ⑫ 子供の学力・進学・人間関係などで悩んでいる保護者に対し、きめ細かな相談を実施すること。
- ⑬ 総合教育センターは児童生徒の立場に立った運営に努め、また、保護者が交流しあえる懇談会や研修などを実施すること。
- ⑭ 児童生徒のクラブ活動は1日3時間を超える過重な活動にならないこと。
- ⑮ 猛暑から子どもたちの健康を守るために、全ての普通教室に早急にエアコンを設置すること。
- ⑯ 学校図書室に、正規の司書教諭を配置すること。
- ⑰ 市立図書館は司書資格を持つ正規職員を配置し、図書館事業の充実を図ること。
- ⑱ 市立図書館の館長は司書資格を持つ職員又は学識経験者を正規に採用し配置すること。
- ⑲ 市立図書館展示室・視聴覚室は無料化し、市民の芸術・文化活動団体との共催を増

やすなど、有効活用に努めること。

- ⑳ 市内の民俗芸能団体への助成を増やし、継承・発展を図るためのネットワークを充実させること。
- 21 市の貴重な埋蔵文化財を広く市民に公開する機会を増やすとともに、歴史民俗資料館を建設すること。
- 22 市民体育館サブアリーナにエアコン及び床暖房を設置すること。

## (5) 地元中小企業・商業・農業の振興を図ること

- ① 政府の「中小企業憲章」に基づき、地域経済活性化のための総合的な「地域経済振興計画」を早急に策定すること。
- ② 商店街を活性化させるために、駅周辺に「市民交流プラザ」を建設すること。
- ③ 商店会や自治会、老人クラブ、福祉団体などと協働し、実行ある「空き店舗対策」を積極的に進めること。
- ④ 商工業振興対策事業補助金交付要綱に定める補助対象を任意団体や個人にまで広げること。
- ⑤ 大型店、大資本系チェーン店の無秩序な出退店を規制するよう、県に強く求めること。
- ⑥ 公共調達には分離・分割発注で地元優先とし、地元の中小企業発注率をさらに向上させること。
- ⑦ 市発注工事は、制限付一般競争入札の趣旨にそって、下請け業者も市内業者とするよう元受業者を強く指導すること。市は賃金、労働条件を含め、全ての下請業者まで把握すること。
- ⑧ 住宅リフォーム助成制度は対象事業を省エネ・バリアフリーだけでなく一般リフォームにまで広げること。
- ⑨ 制度融資の利率 1.75% をさらに引き下げること。
- ⑩ 小口融資等の利子の一部を利子補給金として交付すること。
- ⑪ 有機・減農薬を推進し、環境にやさしい農業に取り組む農家やグループを支援すること。
- ⑫ 花いっぱい運動を進めるにあたり、地域の推進団体に対し、市が主体的に人的及び財政的な支援をすること。
- ⑬ 農協と協働して野本の農産物直売所を改修・改善し、併せて、北部地域への農産物直売所の設置を働きかけること。
- ⑭ 食料自給率を上げるためにも地産地消をさらに奨励し、学校、市民病院、福祉施設などの給食に地元農産物の使用を増やすなど、総合的支援策を講じること。
- ⑮ 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)、自由貿易協定(FTA)など日本農業に大きな打撃となる協議に参加しないよう国に強く要請すること。



## (6) 緑と清流・快適で安全な生活環境づくりを

- ① 中山団地、東武台団地などの郊外住宅団地の生活雑排水の浄化対策を強化し、滑川、市野川、月中川などの更なる浄化を進めること。
- ② 清流と親水環境を取り戻すために、県及び上流町村と連携し総合整備対策を立てること。
- ③ 市街化調整区域内の合併処理浄化槽の更なる普及促進を図るため、側溝の整備を進めること。
- ④ 私有林等を含めた緑地、里山、沼など貴重な自然環境の保全のため、下草狩りなどの維持管理に対し財政支援を講ずること。
- ⑤ 保育園や駅周辺などの公共施設の緑化を推進すること。
- ⑥ 市街地の街角緑化に助成制度を創設すること。
- ⑦ クリーンセンターの改築、リサイクルプラザの建設を含む総合計画を立てること。
- ⑧ 事業系ごみの排出業者及び収集業者に対し、分別収集の徹底を指導・強化すること。
- ⑨ 公共施設、交差点、歩車道の段差解消など、高齢者・障害者の立場に立った整備を引き続き促進すること。
- ⑩ 子ども安心安全基金を生かして、通学路を総点検し、危険箇所を早急に整備すること。
- ⑪ 自転車道の整備計画を早急に立て、自転車の利用を促進すること。
- ⑫ 国道 407 号線、若松町一丁目交差点から駅入り口交差点まで、及び、旧国道 254 号線の踏切からシルピアまでの歩行者・自転車道を早期に整備すること。
- ⑬ 和泉町、美土里町、松葉 3・4 丁目の生活道路、下水道の面的整備計画を市民に公開・意見聴取し、早期完成に努めること。
- ⑭ 合併処理浄化槽への補助金をさらに増額し、国と県に補助金の増額を強く求めること。
- ⑮ 和泉町、美土里町、松葉 3・4 丁目、幸町などの道路の冠水対策を水資源涵養の観点からも早期促進を図ること。
- ⑯ 原発ゼロの社会を目指し、公共施設に太陽光発電を設置するなど、引き続き積極的な自然エネルギーの活用を図ること。
- ⑰ 市民の自然エネルギー活用を促進するために太陽光発電設備に対する市の補助金の増額を図ること。

## (7) 女性の地位向上、真の男女平等を目ざして

- ① 「男女共同参画推進条例」、「市共生プラン」を市民及び市内事業所等に周知・啓発し、積極的な施策の推進を図ること。
- ② 地域、職場、学校などあらゆる場で、男女平等の啓蒙活動を推進すること。
- ③ 女性や女性団体の社会活動を支援するため、既存の施設を活用するなど「専用の相談

室」や「交流センター」を設置すること。

- ④ 性の商品化やセクハラ、DV などの深刻な人権問題に対し、さらなる相談体制の強化および「公的シェルター」の整備を図ること。
- ⑤ 青少年に有害な雑誌・DVDなどの販売に対し市としてもさらに監視体制を強め、性風俗店などへの規制の強化を国・県に強く要請すること。
- ⑥ 市役所女性職員の能力が発揮できるよう職域を拡大し、引き続き女性の管理職登用に努めること。
- ⑦ 各種審議会、協議会における女性の登用率を35%以上に引き上げること。
- ⑧ 自営業や農業に従事する女性の労賃を正當に評価するため、「配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払いは必要経費としない」と定めた所得税法第56条を廃止するよう国に意見書を提出すること。
- ⑨ 育児、家族介護などを行なっている市役所に働く女性が働き続けられる職場環境の整備に努めること。

以上